

教育・保育施設等及び 利用定員数の確認について

平成29年2月

子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員

1 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提（幼稚園、保育所、認定こども園等）に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、施設型給付等の対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定、2号認定、3号認定ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う制度となっています。

《認可制度と確認制度の関係》

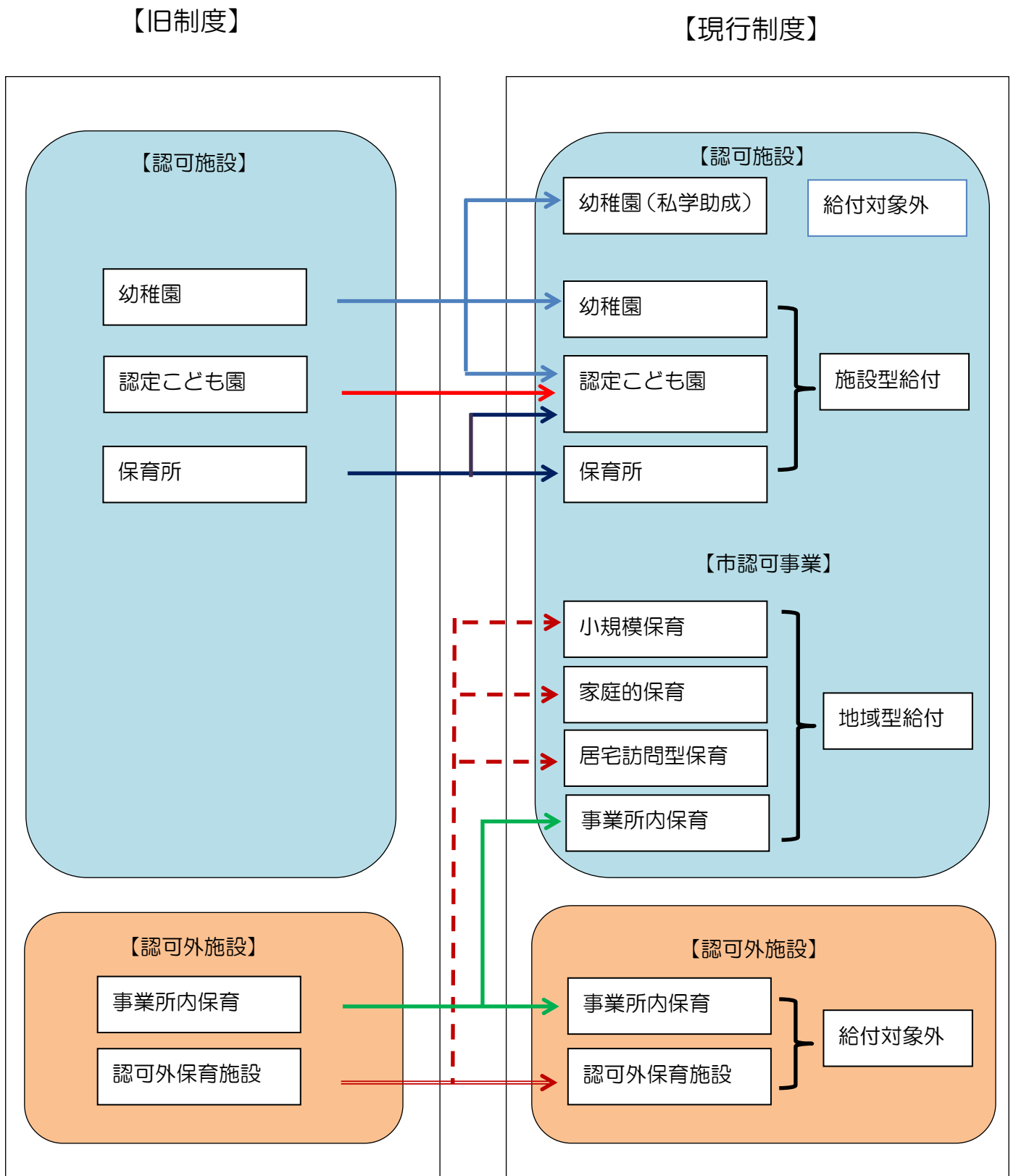
	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	北海道	② 江別市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育	小規模保育	① 江別市	
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

※「認可」及び「確認」を受けた施設・事業が、「子どものための教育・保育給付」の対象となります。

①は、『江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』に基づき認可を行う。

②は、『江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』に基づき、利用定員を定めた上で確認を行う。

2 旧制度からの主な移行パターン



※主な移行パターンを示したものであり、すべてのパターンを図示していません。

3 利用定員の確認（単位 人）

○施設型給付（地域型給付含む）の対象施設として確認予定の施設

	施設名称	1号	2号	3号		摘要
		3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
1	認定こども園 元江別若葉幼稚園	171	12	21	6	こども園 移行
2	ニチイキッズ えべつ駅前保育園	0	0	15	4	新設
3	コープさっぽろ保育園 白樺 aurinko（アウリンコ）	0	0	15	4	新設
4	きみの家	0	0	5	0	新設
計		171	12	56	14	

○（参考）すでに確認を受けた施設のうち、利用定員を変更する施設

	施設名称	1号	2号	3号		摘要
		3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
1	あすかの森認定こども園	35	70	36	12	定員増
2	おおあさ認定こども園	35	68	40	12	定員増
3	認定こども園 あげぼの	163	30	21	6	定員増
4	よつば保育園	0	76	46	18	定員増
5	げんきっこ（元江別若葉幼稚園）	0	0	0	0	こども園 移行
計		233	244	143	48	

○すでに確認を受けた施設 幼稚園、保育所、認定こども園11園（定員）

計	440	488	218	58
---	-----	-----	-----	----

○すでに確認を受けた施設 地域型保育施設4施設（定員）

計			54	14
---	--	--	----	----

○確認を受けない施設 幼稚園6園（定員）

計	1,030			
---	-------	--	--	--

合計	1,874	744	471	134
----	-------	-----	-----	-----

《江別市子ども子育て支援事業計画との比較》

平成29年度	計画上の量の見込	1,594	714	444	145
	過不足	280	30	27	△11